（旧農業者年金基金法施行令の一部改正）

第六条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号。附則第六条において「旧農業者年金基金法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一号中

「両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	
次に掲げる視覚障害	
イ　両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの	
ロ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角和がそれぞれ八十度以下に減じたもの	
ハ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七十点以下に減じたもの	

を

「

に改め、同表第四号中「脊柱」を「脊柱」に改め、同表第五号中「一上肢」を「一上肢」に改め、同表第六号中「一下肢」を「一下肢」に改め、同表第八号及び第九号中「一上肢」を「一上肢」に改め、同表第一〇号中「一下肢」を「一下肢」に改め、同表第一一号中「両下肢のすべて」を「両下肢の全て」に改め、同表第一四号中「なおらないで」を「治らないで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（障害基礎年金の支給及び額の改定に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令（以下「新国年令」という。）別表の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月以後の月分の障害基礎年金の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の障害基礎年金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に受給権が発生した障害基礎年金の受給権者（その障害の程度が第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（以下「旧国年令」という。）別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなったものは、厚生労働大臣に対し、当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3　厚生労働大臣は、前項の規定による請求があったときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

（障害厚生年金等の支給及び額の改定等に関する経過措置）

第三条　新国年令別表及び第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（次項及び第六項において「新厚年令」という。）別表第一の規定は、施行日の属する月の翌月以後の月分の障害厚生年金等（障害厚生年金その他の厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する障害の程度に応じて支給される年金たる給付をいう。以下この条において同じ。）の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の障害厚生年金等の支給については、なお従前の例による。

2　新厚年令別表第二の規定は、施行日以後に受給権が発生する障害手当金の支給について適用し、施行日前に受給権が発生した障害手当金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に受給権が発生した障害厚生年金等の受給権者（その障害の程度が旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなったもの又は施行日前に受給権が発生した障害厚生年金等の受給権者（その障害の程度が第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める二級の障害の状態に該当することとなったものは、障害厚生年金等の給付に係る制度の管掌機関に対し、当該障害厚生年金等の額の改定を請求することができる。

4　障害厚生年金等の給付に係る制度の管掌機関は、前項の規定による請求があったときは、障害厚生年金等の額を改定することができる。

5　第三項の規定は、六十五歳以上の者であって、かつ、障害厚生年金等の受給権者（当該障害厚生年金等と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しない者に限る。）については、適用しない。

6　施行日前に受給権が発生した障害手当金の受給権者であって、この政令の施行によりその障害の程度が新厚年令別表第一に定める障害の状態に該当することとなったものは、当該受給権が発生した日から起算して二年を経過した日以後六十五歳に達する日の前日までの間に、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関に対し、障害厚生年金の支給を請求することができる。

7　厚生年金保険法第四十七条の二第三項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の規定による障害年金等の支給及び額の改定に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（次項において「新機構法施行令」という。）別表の規定は、施行日の属する月の翌月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第一項第二号の障害年金又は同法第二十条第一項第二号の障害年金（以下この条において「障害年金」と総称する。）の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の障害年金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に受給権が発生した障害年金の支給を受けている者（その障害の程度が第三条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害の程度が新機構法施行令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなったものは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（次項において「機構」という。）に対し、当該障害年金の額の改定を請求することができる。

3　機構は、前項の規定による請求があったときは、障害年金の額を改定することができる。

4　前三項の規定は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第一項第三号の障害児養育年金又は同法第二十条第一項第三号の障害児養育年金について準用する。この場合において、第二項中「障害年金の支給を受けている者（その障害の程度が」とあるのは「障害児養育年金に係る」と、「者に限る。）であって」とあるのは「者について」と、「もの」とあるのは「場合は、当該障害児養育年金の支給を受けている者」と読み替えるものとする。

（移行障害共済年金の支給及び額の改定に関する経過措置）

第五条　第五条の規定による改正後の廃止前農林共済法施行令（次項において「新廃止前農林共済令」という。）別表第一の規定は、施行日の属する月の翌月以後の月分の移行障害共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金をいう。以下この条において同じ。）の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の移行障害共済年金の支給については、なお従前の例による。